

知立市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、市内の木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において交付する知立市耐震シェルター等設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「耐震シェルター等」とは、地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドであるものとして市長が認めるものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年4月1日施行。以下「木造要綱」という。）第2条第3号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 木造要綱第2条第5号ア又はイにおいて判定値が1.0未満と診断された建築物又は同号ウにおいて得点が80点未満と診断された建築物であって、木造要綱の規定に基づき一般型耐震改修工事又は簡易型耐震改修工事の補助金の交付決定を受けていないこと。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルター等の設置がされていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物に自ら居住している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税を滞納している者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者を除く。

- (1) 申請時における年齢が満65歳以上である者

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護認定を受けた者等であつて、地震発生時に避難することが困難であると認められる者

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる耐震シェルター等の台数は、補助対象建築物 1 戸当たり 1 台とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する費用とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる耐震シェルター等の区分に応じ、それぞれに定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター等の設置に係る契約を締結する前に、知立市耐震シェルター等設置補助金交付申請書（様式第 1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（木造要綱第 2 条第 5 号によるものに限る。）

(2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し

(3) 住民票の写し、身体障害者手帳の写し等第 4 条の要件を確認するために必要な書類

(4) 申請者と建築物の所有者が異なる場合は、耐震シェルター等を設置することについて住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第 2）

(5) 案内図

(6) 平面図（設置予定場所を明記する。）

(7) 設置予定場所の写真

(8) 市税の納税証明書（完納を証するもの）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適

当と認めるときは、補助金の交付を決定し、知立市耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後に、補助金の額の変更が生じる設置内容の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して、知立市耐震シェルター等設置補助金変更申請書（様式第4）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、知立市耐震シェルター等設置補助金変更交付決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ又は取止め）

第10条 申請者は、補助金交付決定後において、当該申請を取り下げるとき、又は設置を取り止めるときは、知立市耐震シェルター等設置補助金取下げ（取止め）届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（設置の報告）

第11条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、知立市耐震シェルター等設置完了報告書（様式第7）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、検査結果通知書（様式第8）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第13条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定によ

る補助金の額の確定後、速やかに知立市耐震シェルター等設置補助金交付請求書（様式第 9）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第 1 4 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、知立市耐震シェルター等設置補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第 1 0）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
（補助金の返還）

第 1 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区分	補助限度額
耐震シェルター	3 0 0 , 0 0 0 円
防災ベッド	1 5 0 , 0 0 0 円